

- 染井野へ転入をご検討の皆様へ
- 染井野の土地建物を取り扱っておられる業者様へ

染井野は人の生活が先にあり徐々に街が形作られたのではなく、最初から邸苑都市として構想設計された街です。行政上に染井野という地名が生まれたのは1991年で、30有余年の月日を経て構想通り、景観に統一性があり緑溢れる邸苑都市となりました。

この街づくりを可能にしたのが、建築基準法と都市緑地法に基づいた建築協定と緑地協定で、染井野地区の住民が



会員となり運営されています。また佐倉市は住民の意向を踏まえ、染井野地区に限定し



た地区計画条例を発令し、良好な街づくりをするための後押しをしてくれております。まさに官民一体となった活動の成果が邸苑都市染井野なのです。



この緑地・建築両協定は、運営委員会がその時々の世帯主と結ぶ協定ではなく、協定区域内の土地を承継された方にも効力がある第三者効となっています。よって転売が進んでもこの管理体制が崩れる事はなく、染井野の環境は長期維持性の高い価値であると言えますのでご安心下さい。

ただし、緑地・建築両協定の運営は**会員全員参加型のエリア活動**ですので、

- 新規転入された世帯主様は、協定会員としてご協力を、
- 不動産取り扱い業者様は、**当情報を事前にお客様にお知らせ**を、

お願い申し上げます。協定の詳細は当ホームページの、『住まいの手引書』をご参照下さい。

【2023年9月 緑地・建築協定運営委員会 広報チーム】